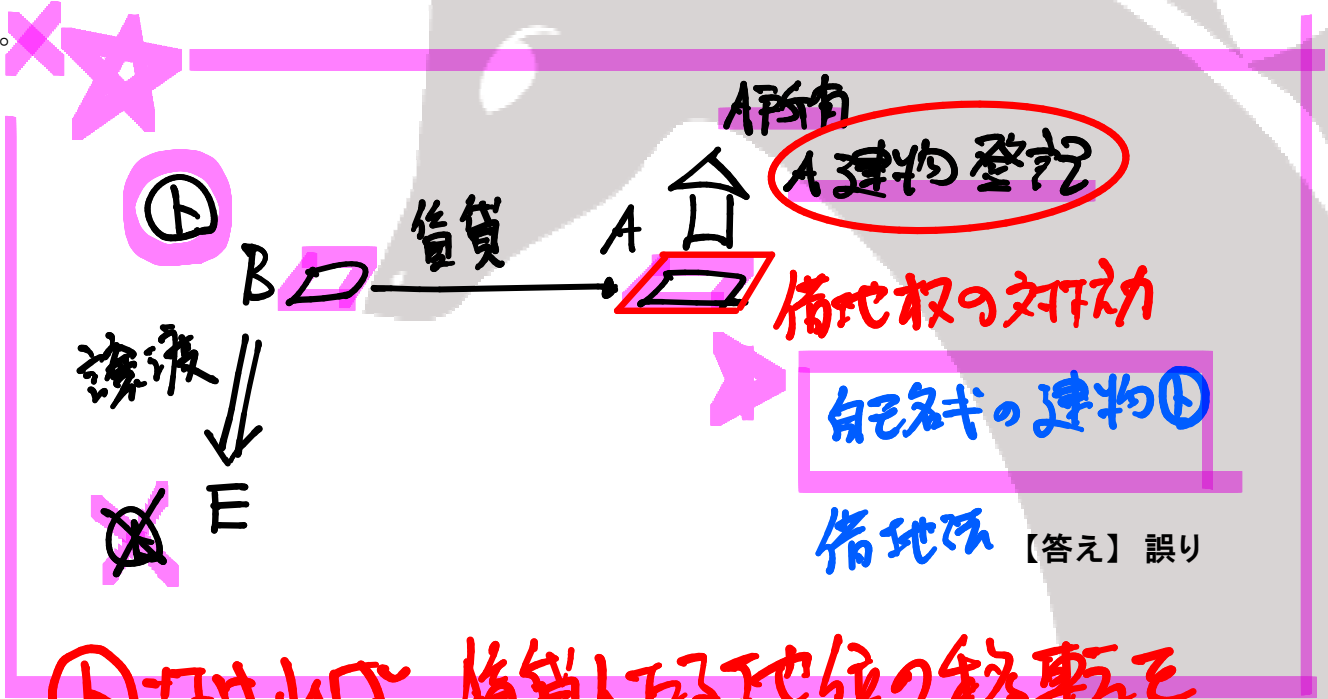


不動産の賃貸人たる地位の移転 H07-07-3 <<#319>>

【問】 正誤をつけよ。

AがBの所有地を賃借して、建物を建てその登記をしている場合に、EがBからその土地の譲渡を受けた場合、Eは、登記を移転していなくても賃貸人たる地位の取得をAに対抗することができる。



《ポイント》 不動産の賃貸人たる地位の移転

賃借人が賃借権の対抗要件を備えた場合において、その不動産が譲渡されたときは、その不動産の賃貸人たる地位は、その譲受人に移転する。この規定による賃貸人たる地位の移転は、賃借物である不動産について**所有権の移転の登記**をしなければ、**賃借人に対抗することができない。** (605条の2第1項、3項参照)